次世代たたら協創センター棟利用要項

（令和３年３月１９日　イノベーション創出機構長決裁）

（趣旨）

第１条　この要項は，次世代たたら協創センター規程（平成３０年島大規則第１９６号）第１４条の規定に基づき，島根大学次世代たたら協創センター棟（以下「ＮＥＸＴＡ棟」という。）の利用に関し，必要な事項を定めるものとする。

（利用目的）

第２条　ＮＥＸＴＡ棟は，次の各号に掲げる目的のために利用することができる。

一　島根大学（以下「本学」という。）の教職員及び学生が行う研究開発

二　共同研究取扱規程（平成１６年島大規則第８３号）に基づく民間機関等との共同研究（以下「共同研究」という。）

三　学生，その他に対する教育及び研修

四　民間機関等の技術者に対する技術教育

五　地域社会との学術研究の交流

六　その他島根大学次世代たたら協創センター長（以下「センター長」という。）が特に必要と認めた業務

（利用者の資格）

第３条　ＮＥＸＴＡ棟を利用することができる者は，次の各号に掲げる者とする。

一　本学の教職員及び学生

二　民間等共同研究員

三　島根大学次世代たたら協創センター（以下「センター」という。）が主催する事業への参加者

四　その他センター長が適当と認めた者

（利用の申請）

第４条　センターに所属する教職員以外の者がＮＥＸＴＡ棟を利用しようとするときは，利用する者の中から代表者（以下「利用代表者」という。）を定め，次の各号に定めるところにより必要書類をセンター長に提出し，その承認を受けなければならない。

一　講義室等の利用を希望する場合　島根大学次世代たたら協創センター棟 講義室等利用（変更）申請書（様式第１号）

二　企業研究室の利用を希望する場合　島根大学次世代たたら協創センター棟 企業研究室利用（変更）申請書（様式第２号）

（利用期間）

第５条　ＮＥＸＴＡ棟を利用できる期間は，利用開始日にかかわらず，当該年度内とし，引き続き利用を希望する場合は，年度ごとに前条に定める手続きを行うものとする。

（利用の承認）

第６条　センター長は，第４条の申請が適当であると認めたときは，これを承認し，島根大学次世代たたら協創センター棟 講義室等利用（変更）承認書（様式第４号）により，

利用代表者に通知するものとする。ただし，企業研究室の利用を希望する場合は，固定資産貸付契約（別紙）の締結をもって承認とみなす。

２　ＮＥＸＴＡ棟を利用して共同研究を行う場合は，共同研究を申し込む前に前項の承認を得るものとする。

（利用の優先順位）

第７条　センター長は，利用希望が重複したときは，センター主催の計画又は本学教職員及び学生の利用を最優先するものとし，次の利用優先順位に従って前条の承認を行うものとする。

区分	利用優先順位	事項
講義室	1	地方大学・地域産業創生交付金事業「先端金属素材グローバル拠点の創出-Next Generation TATARA Project」プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）に入会した民間機関等との共同研究に係る研究会等
	2	民間機関等の技術者に対する技術教育及び研修並びに地域社会における学術研究の交流会等
	3	その他
会議室 大会議室	1	プラットフォームに入会した民間機関等が共同研究等に係る会議で利用する場合
	2	民間機関等が共同研究等に係る会議で利用する場合
	3	その他
企業研究室	1	プラットフォームに入会した民間機関等が共同研究等に利用する場合
	2	民間機関等が共同研究等に利用する場合
	3	その他

（利用の変更）

第８条　利用代表者は，利用を承認された事項を変更しようとするときは，島根大学次世代たたら協創センター棟 講義室等利用（変更）申請書（様式第１号）又は島根大学次世代たたら協創センター棟 企業研究室利用（変更）申請書（様式第２号）をセンター長に提出し，その承認を受けなければならない。

２　センター長は，前項の申請が適当であると認めたときは，変更を承認するものとする。

３　センター長は，前項の承認をしたときは，島根大学次世代たたら協創センター棟 講義室等利用（変更）承認書（様式第３号）により，利用代表者に通知するものとする。ただし，企業研究室の利用の変更を希望する場合は，固定資産貸付契約の変更をもって承認とみなす。

（利用時間等）

第９条　ＮＥＸＴＡ棟を利用することができる日は，次の各号に掲げる日を除く日とする。

一　日曜日及び土曜日

二　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日

三　１２月２８日から翌年の１月４日まで

四　夏季一斉休業期間（８月１３日から８月１５日まで）

五　その他センター長が特に定める日

２　ＮＥＸＴＡ棟の利用時間は，午前９時から午後５時までとする。
３　センター長は，必要と認めるときは，利用時間等を変更することができる。
（利用の報告）
第１０条　センター長は，利用に係る事項について，利用代表者に対して報告を求めることができる。
２　利用代表者からの申請に基づき共同利用者として承認された者（以下「共同利用者」という。）は，ＮＥＸＴＡ棟を利用して行った研究等の成果を論文等により公表するときは，ＮＥＸＴＡ棟を利用した旨を明記し，当該論文等の写しをセンター長に提出するものとする。
（損害の弁償）
第１１条　利用者は，故意又は過失によりＮＥＸＴＡ棟の施設又は設備等を損傷したときは，その損害に相当する費用を弁償しなければならない。
（機器の搬入等）
第１２条　利用代表者は，機器等の搬入を申請しようとするときは，島根大学次世代たたら協創センター棟機器等搬入申請書（様式第４号）をセンター長に提出し，その承認を受けなければならない。
２　センター長は，前項の承認をしたときは，島根大学次世代たたら協創センター棟機器等搬入承認書（様式第５号）により，利用代表者に通知するものとする。
３　利用代表者は，機器等の使用が終了し搬出したときは，島根大学次世代たたら協創センター棟機器等搬出届け（様式第６号）をセンター長に提出しなければならない。
（経費の負担）
第１３条　利用代表者は，第２条の利用に係る経費を次の各号に定めるところにより負担しなければならない。
一　負担額
イ　室料
ロ　複写等の実費相当額
二　負担方法　センター長の請求に基づき，負担する。
２　前項第１号イに定める室料は，島根大学固定資産等貸付料算定基準にもとづき別表に定める額とする。
３　利用代表者は，前２項に定めるもののほか，センターが管理する機器を利用する場合は，別に定めるところにより，その経費を負担しなければならない。
４　センター長は，特に必要と認めたときは，第１項及び前項の規定にかかわらず，経費の一部又は全部を免除することができる。
（経費の納入）
第１４条　経費は，本学が発行する請求書により指定された期日までに一括して納入するものとする。
（経費の帰属）
第１５条　経費は，島根大学次世代たたら協創センターの活動の充実のために使用するものとする。

（規則等の遵守）

第１６条　利用者は，この要項，別に定める要項及び利用上の注意事項を遵守しなければならない。

２　センター長は，利用者が前項に違反し，又はＮＥＸＴＡ棟の運営に支障を与えるおそれがあるときは，利用の承認を取り消すことができる。

（原状回復及び退去）

第１７条　利用者は，ＮＥＸＴＡ棟の利用期間が終了するときにあっては利用期間の最終日までに，また，前条第２項の規定により利用の承認が取り消されたときにあっては直ちにＮＥＸＴＡ棟から退去しなければならない。

2　ＮＥＸＴＡ棟から退去するときは，利用代表者の負担で原状に回復しておかなければならない。

（雑則）

第１８条　この要項に定めるもののほか，ＮＥＸＴＡ棟の利用に関し必要な事項は，次世代たたら協創センター運営会議の議を経て，センター長が別に定める。

附　則

１　この要項は，令和３年４月１日から実施する。

別表

第１３条第１項第１号イに定める室料

名称	室料	
	半日（４時間以内）	１日（４時間超）
講義室	５，８５０円	１１，７００円
大会議室	４，８６０円	９，７２０円
会議室	１，８００円	３，６００円
企業研究室	一ケ月あたり４９，９２０円	